

令和 8 年度熱中症予防対策支援助成事業実施報告書（助成金申請書）

公益社団法人福島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

令和 8 年度熱中症予防対策支援助成事業要領に基づき実施したので、助成金を申請します。

記

1 助成交付申請額 円

〔申請額の計算〕
助成金額（購入費用×1／2：千円未満切捨て）※上限50,000円

購入費用（税抜）： 円 × 1／2 = 円

2 購入した熱中症予防対策商品（該当商品に☑）

- ☐ 作業着関連（空調付き作業着、交換用バッテリー等の付属品、冷却機能付きベスト、涼感作業着・冷感インナー等）
☐ ネッククーラー・クールタオル
☐ 遮熱ヘルメット（冷却インナーキャップ含む）
☐ 暑さ指数（WBGT）が測定できる機器（温湿度計等）
☐ その他（ ）

※その他で申請の場合は助成の対象となるか、事前に協会までお問い合わせください。

3 購入日 令和 年 月 日

4 添付書類（必ず添付してください）

- ☐ 請求書の写し（請求書が発行されない場合は購入商品の明細がわかる書類）
☐ 領収書の写しなどの支払い完了が確認できる書類
☐ 購入した商品のカタログ等の写し（ネット画面のコピー・現物写真でも可）

5 振込先（該当箇所に☑及び必要事項を記入）及び事務担当者名（フルネーム記入）

振込先	金融機関		☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合	支店	事務担当者	氏名	
	口座種類	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号			TEL	
				FAX			
	口座名			E-mail			

※注意事項

申請書の控え及び提出書類は照会・確認用として必ず保管してください。

令和 8 年度熱中症予防対策支援助成事業実施報告書（助成金申請書）

公益社団法人福島県トラック協会長 殿

住 所 福島市飯坂町平野字若狭小屋32
事業者名 公益社団法人福島県トラック協会
代表者名 佐藤 信成

令和 8 年度熱中症予防対策支援助成事業要領に基づき実施したので、助成金を申請します。

記

1 助成交付申請額 50,000 円

〔申請額の計算〕

助成金額（購入費用×1／2：千円未満切捨て）※上限50,000円

購入費用（税抜）： 100,000 円 × 1／2 = 50,000 円

2 購入した熱中症予防対策商品（該当商品に☑）

- ☒ 作業着関連（空調付き作業着、交換用バッテリー等の付属品、冷却機能付きベスト、涼感作業着・冷感インナー等）
☐ ネッククーラー・クールタオル
☐ 遮熱ヘルメット（冷却インナーキャップ含む）
☐ 暑さ指数（WBGT）が測定できる機器（温湿度計等）
☐ その他（ ）

※その他で申請の場合は助成の対象となるか、事前に協会までお問い合わせください。

3 購入日 令和 8 年 4 月 10 日

4 添付書類（必ず添付してください）

- ☒ 書類請求書の写し（請求書が発行されない場合は購入商品の明細がわかる書類）
☒ 領収書の写しなどの支払い完了が確認できる書類
☒ 購入した商品のカタログ等の写し（ネット画面のコピー・現物写真でも可）

5 振込先（該当箇所に☑及び必要事項を記入）及び事務担当者名（フルネーム記入）

振込先	金融機関	トラック	☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合	平野 支店	事務担当者	氏名	福島 太郎
	口座種類	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号 024558			T E L	024-558-7755
	口座名	公益社団法人福島県トラック協会				F A X	024-558-7731
						E-mail	〇〇@fukutora.jp

※注意事項

申請書の控え及び提出書類は照会・確認用として必ず保管してください。

「その他」として問い合わせがあった熱中症予防対策商品一覧

No.	商品名	問合せ 年月日	使用方法	申請 可否	可否判断の理由
1	スポットクーラー・冷風機・冷風扇	R8.5.14	作業場・休憩所などの冷却に使用	○	荷積み・荷降ろし作業場・休憩所などに設置し使用することで、運転者の熱中症予防効果があると認められる。
2	電動かき氷機	R8.6.3	熱中症予防として、かき氷を食べるため使用	×	経口補水液（ゼリータイプ・粉末タイプ含む）、清涼飲料水（スポーツドリンク等）及び食品（熱中症対策用の飴・タブレット・サブリ等）は助成の対象外としているため、同様の扱いとした。
3	製氷機	R8.6.3	氷のう、ネッククーラーなどに入れて使用	○	運転業務、荷積み・荷降ろし作業、休憩時に使用することで運転者の熱中症予防効果があると認められる。
4	電動ミストファン	R8.6.19	就業時、休憩時などに使用	○	就業時、休憩時などに使用することで運転者の熱中症予防効果があると認められる。
5	冷感スプレー	R8.7.16	就業時、休憩時などに使用	○	就業時及び休憩時に、直接肌へ噴霧して使用することで一定の冷却効果が認められる。また、衣類へ噴霧して使用することで、暑熱環境下における不快感の軽減を補助する効果も認められる。
6	ハンディファン	R8.7.24	就業時、休憩時などに 使用	○	就業時、休憩時などに使用することで運転者の熱中症予防効果があると認められる。
7	熱中症対策ウォッチ ※追加	R8.8.5	就業時に着用して使用	○	熱中症対策ウォッチは、熱中症そのものを防ぐ機器ではないものの、「危険な状態に近づいたことをいち早く運転者に知らせる」ことで予防行動を促す効果があると認められる。
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※上記に記載がない場合はお問い合わせください。（024-558-7755 ガイダンス1番）